第1回検討会及びその後における指摘事項とその対応(案)

平成17年12月15日 検 討 会 事 務 局

「運用」という用語の意義が分かりにくい。「運用」というと、情報提供を受けた事業者等が実際にその情報を利用して何か具体的な行動や方策をとるということまで含むという感じを受ける。

「運用」を「提供」と変更し、気象庁が提供開始することを表していることを明確化。

原案における特定利用者の定義によると、訓練をしていれば何でもOKと読めるし、「従属する者」というのも曖昧な概念である。また学校について特定利用者に含めるべきかどうかは微妙。

「従属する者」という表現をやめ、「施設等管理者、防災担当者その他の従業員等」と変更するとともに、訓練しているだけではなく、特定利用者内で閉じた利用であって、緊急地震速報を受けた後の行動が特定されており、かつ一般利用者と接点を持つ蓋然性が低いものに限定することを明確化(5. カッコ内、別紙例示)。学校については、これらの定義に照らすと特定利用者に該当するとは言えず、問題点もあるため、一般利用者として整理。

特定利用者として情報を受けたとしても、それを一般の利用客等には知らせないこととすると、情報を持っていたのになぜ発表しなかったのかという批判が出ることが予想されるため(逆もしかり)、責任の所在をどうするのかという議論がないと特定利用者の整理はできないのではないか。

気象庁及び特定利用者から一般利用者に対して、趣旨を含めて事前に周知して理解を得るよう努めるべきである旨記述する(8.)とともに、できるだけ早期に一般利用者も含めた提供を行うべきである旨記述(2.、4.)。

一般利用者への提供についてはさらに議論すべき課題があり、それらは 第2回以降で本格的に議論していくこととなるが、今回の基本方針案では そのことが分かりにくいため、整理が必要。

タイトルを「基本方針」ではなく「緊急地震速報の本運用に向けて」とし、さらに副題として特定利用者の先行提供決定と一般利用者の課題整理ということを明記するとともに、本文中にも一般利用者については今後の議論ということを明記(4.、9.~11.)。

社会的な混乱の可能性について解決しないと一般利用者への提供はできない。「平成18年度中」という時期を明記するのであれば、混乱の可能性が排除できることを前提とした書きぶりにする必要がある。ただし、この場合混乱が排除できるということを誰が判断するかという問題は残る。

「平成18年度中」という時期については、一般利用者への早期提供実現という観点から「当面の目標」とはするものの、最終的に、社会的な混乱の回避等についての検討結果等を踏まえ、検討会でその時期を判断する旨明記(14.)。

緊急地震速報を普及させるためには、その原理的な限界について社会的な理解を得るよう努めることが必要。

報道機関その他の関係機関と連携して、緊急地震速報の原理的な限界に ついて社会的な理解を得るよう努めるべきである旨記述(12.)。

国の防災計画上緊急地震速報がどのような位置づけなのかが現段階では不明確。情報に係る責任の問題やルール作りを考える上では、位置づけを明確にすることが不可欠。

現在防災基本計画等の国の各種防災計画において、緊急地震速報のついての位置づけがなされているところであり、一般利用者への緊急地震速報の提供に当たっては、本検討会における検討結果等を踏まえて防災基本計画等に具体的に記述することが必要である旨記述(15.)。